

令和5年度三戸町空き店舗活用事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 空き店舗の有効な活用を促進し、空き店舗の解消、商店街の賑わいづくりを促進することを目的に、商店街等にある空き店舗に新規に出店する者が行う店舗改装に要する経費について、令和5年度予算の範囲内において、三戸町空き店舗活用事業費補助金を交付するものとし、その交付については、三戸町補助金等の交付に関する規則（昭和52年三戸町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「空き店舗」とは、町内の店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗内のものを除く。）若しくは事業所又は建物内の各フロアの空き床であって、以前は店舗等として使用されていたが、現在はその用途として使用されていないものをいう。

(対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、空き店舗において事業を開始する個人、法人、団体又は町内の商店街団体であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 事業を開始しようとする空き店舗及び既存店舗において、空き店舗を活用した店舗の営業開始から1年以上継続して営業できること。
- (2) 町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、法人町民税を滞納していないこと。
- (3) 1日3時間以上かつ週3日以上営業すること。
- (4) 出店しようとする区域において商店会団体等が組織されている場合にあっては、その構成員となり、地域イベント、商店会活動及び商店街活性化に関するその他の活動に積極的に参加すること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、雇用の創出及びまちの活性化に有効な小売業、サービス業（宿泊業及び飲食サービス業を含む。）コミュニティビジネス（IT関連を含む。）を営むために行う空き店舗の改修工事であって、当該工事の全てを町内に本店を有する業者に発注するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象外とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業
- (2) 政治活動又は宗教活動
- (3) 補助金の交付申請前に事業（営業又は改修等）を開始しているもの
- (4) 対象事業者が同一年度内に当該補助金の交付を受けた実績を有する場合

- (5) 空き店舗等において行う事業について、法律等に基づく資格又は許認可等が必要であるときは、当該資格又は許認可等を有していない、又は営業するまでに有する見込みがない場合
- (6) 空き店舗等の所有者と出店者との関係が別表1に掲げる要件を満たしていない場合

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び額は、別表2に定めるとおりとする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年度三戸町空き店舗活用事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 定款、規約、会則等の写し（個人の場合は職務経歴書）
- (3) 法人の登記事項証明書の写し（個人の場合は住民票）
- (4) 空き店舗が賃貸である場合には賃貸借契約書の写し、売買である場合には土地・建物の登記事項証明書
- (5) 収支予算（精算）書
- (6) 見積書又は設計書、位置図、各種図面等（写し可）
- (7) 許認可等証書又はその申請書類の写し
- (8) 第3条第2号に規定する税に係る納税証明書（本社機能を有する事業所の所在地が町外の場合にあっては、当該事業所の存する所在地の納税証明書又はその写し）又は当町の町税の納付状況を公簿等により確認することに同意する文書
- (9) 宣誓書（様式第3号）
- (10) その他町長が必要と認める書類

(補助の決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、令和5年度三戸町空き店舗活用事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとし、不適當と認めるときは、不交付を決定し、その旨申請者に通知するものとする。

(事業変更)

第8条 前条の規定により、交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ、令和5年度三戸町空き店舗活用事業変更承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の20%を超える増減
- (2) 事業内容の重要な変更

(補助対象事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、速やかに令和5年度三戸町空き店舗活用事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業の実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は令和6年4月20日のいずれか早い期日までに、令和5年度三戸町空き店舗活用事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績を確認することができる領収書等
- (2) 事業内容を確認することができる工事写真帳等
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和5年度三戸町空き店舗活用事業費補助金確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金の請求は、令和5年度三戸町空き店舗活用事業費補助金請求書（様式第9号）を町長に提出して行うものとする。

(補助金の支払い)

第13条 町長は、前条の規定による請求書を受理した場合は、30日以内に補助金を交付するものとする。

(関係書類の保管)

第14条 補助事業者は補助対象事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を補助対象事業が完了した年度の翌年度から起算して、5年間保存しなければならない。

(交付決定及び交付額の確定の取消し)

第15条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第7条の交付決定及び第11条の交付額の確定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定及び交付額の確定を受けたとき。
- (2) 店舗の営業の開始1年未満で営業を休止し、又は廃業しとき。
- (3) この要綱に違反する事実があったとき。

(補助金の返還)

第16条 町長は前条の規定により、補助金の交付決定及び交付額の確定を取り消したときは、その旨を当該補助事業者に対し書面により速やかに通知するものとし、すでに

補助事業者に対して補助金を交付しているときは、期限を定めてその全額の返還を命じるものとする。

(報告義務)

第17条 補助事業者は、補助金の交付の対象となった店舗を営業開始後2年未満で営業を休止し、又は廃業するときは、令和5年度三戸町空き店舗活用事業費補助金廃業(休止)届(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月12日から施行する。

別表1（第4条関係）

区分		対象範囲
空き店舗等の所有者	出店者	
法人	個人	<p>1 出店者と空き店舗等を所有する法人の代表者が、同一人又は同居の親族（配偶者又は2親等以内の血族若しくは姻族をいう。以下同じ。）でないこと。</p> <p>2 出店者と空き店舗等を所有する法人が雇用関係にないこと。</p>
	法人	<p>1 出店者である法人の代表者と空き店舗等を所有する法人の代表者が、同一人又は同居の親族でないこと。</p> <p>2 所有法人と出店者の代表取締役が雇用関係にないこと。</p>
	団体又は町内の商店街団体	<p>1 出店者である団体の代表者と空き店舗等を所有する法人の代表者が、同一人又は同居の親族でないこと。</p> <p>2 所有法人と出店者の代表が雇用関係にないこと。</p>
個人	個人	<p>1 出店者と空き店舗等の所有者が、同一人又は同居の親族でないこと。</p> <p>2 出店者と空き店舗等の所有者が雇用関係にないこと。</p>
	法人	<p>1 出店者である法人の代表者と空き店舗等の所有者が、同一人又は同居の親族でないこと。</p> <p>2 出店者である法人の代表者と空き店舗等の所有者が雇用関係にないこと。</p>
	団体又は町内の商店街団体	<p>1 出店者である団体の代表者と空き店舗等の所有者が、同一人又は同居の親族でないこと。</p> <p>2 出店者である団体の代表者と空き店舗等の所有者が雇用関係にないこと。</p>

別表2（第5条関係）

補助対象経費	補助対象者	補助率	補助限度額
空き店舗・空き床解消事業に係る改装工事に要する経費のうち、内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事及び電気・照明工事等に要する経費並びに建物と一体となって機能する設備の設置に要する経費（商品陳列棚、店舗看板等で改装工事により建物に固定されるものを含む。）	新規事業者	5分の4	1,000千円
	既存事業者	3分の2	500千円

備考

- (1) 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- (2) 「新規事業者」とは、創業及び事業拡大による多店舗経営等の目的で空き店舗を活用する者をいう。
- (3) 「既存事業者」とは、移転等の目的で空き店舗を活用する者をいう。
- (4) 他の補助金又は助成金の交付を受ける場合、その対象となった経費については、本補助金の補助対象経費から除外する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

三戸町長

殿

(住所)

申請者

(氏名)

令和5年度三戸町空き店舗活用事業費補助金交付申請書

令和5年度において実施する三戸町空き店舗活用事業について補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額 _____ 円

2 補助金の額の算定根拠

3 添付書類

(1)事業計画書(様式第2号)

(2)定款、規約、会則等の写し(個人の場合は職務経歴書)

(3)法人の登記事項証明書の写し(個人の場合は住民票)

(4)空き店舗が賃貸である場合には賃貸借契約書の写し、売買である場合には土地・建物の登記事項証明書

(5)収支予算(精算)書

(6)見積書又は設計書、位置図、各種図面等(写し可)

(7)許認可等証書若しくはその申請書類の写し

(8)第3条第1項第2号に規定する税に係る納税証明書(本社機能を有する事業所の所在地が町外の場合にあっては、当該事業所の存する所在地の納税証明書又はその写し)又は当町の町税の納付状況を公簿等により確認することに同意する文書

(9)宣誓書(様式第3号)

4 対象区分(該当するものに○を付けてください。)

(1)新規事業者

(2)既存事業者

備考

上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(様式第2号)

事業計画書

1. 事業概要

業種		開業予定時期	
創業の目的・動機			
経営者の略歴			

2. 取扱商品・サービス

取扱商品・サービス	
セールスポイント	

3. 必要な資金

設備資金	
運転資金	

4. 事業の見通し

	創業時	年 月頃	年 月頃	補足・備考
①売上高				
②売上原価(仕入高)				
③経費(人件費等)				
合計(①-②-③)				

(様式第3号)

宣 誓 書

私は、令和5年度三戸町空き店舗活用事業費補助金の申請にあたり、次の事項に該当し、遂行することを誓います。

- (1) 事業を開始しようとする空き店舗及び既存店舗において、空き店舗を活用した店舗の営業開始から1年以上継続して営業できる。
- (2) 町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、法人町民税を滞納していない。
- (3) 1日3時間以上かつ週3日以上営業する。
- (4) 出店しようとする区域において商店会団体等が組織されている場合にあっては、その構成員となり、地域イベント、商店会活動及び商店街活性化に関するその他の活動に積極的に参加する。

ただし、令和5年度三戸町空き店舗活用事業費補助金交付要綱第15条に該当することとなった場合は、同要綱第16条の規定に基づく返還命令に従います。

令和 年 月 日

住所
申請者
氏名

三戸町長 殿

(様式第4号)

三 ま ち 第 号
令 和 年 月 日

殿

三戸町長

令和5年度三戸町空き店舗活用事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で交付申請のあった事業については、審査の結果、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

交付決定額

円

(様式第5号)

令和 年 月 日

三戸町長

殿

(住所)
申請者
(氏名)

令和5年度三戸町空き店舗活用事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け三まち第 号により交付決定通知を受けた令和5年度三戸町空き店舗活用事業について、下記のとおり変更したいので、交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(様式第6号)

令和 年 月 日

三戸町長

殿

(住所)
申請者
(氏名)

令和5年度三戸町空き店舗活用事業中止（廃止）申請書

令和 年 月 日付け三まち第 号による交付決定通知を受けた令和5年度三戸町空き店舗活用事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、交付要綱第9条の規定により申請します。

記

中止（廃止）の理由

(様式第7号)

令和 年 月 日

三戸町長 殿

(住所)
申請者
(氏名)

令和5年度三戸町空き店舗活用事業実績報告書

令和 年 月 日付け三まち第 号による交付決定通知を受けた令和5年度三戸町空き店舗活用事業について、下記のとおり完了したので、交付要綱第10条の規定により実績を報告します。

1 補助金の交付決定額 _____ 円

2 添付書類

- (1)事業実績を確認することができる領収書等
- (2)事業内容を確認することができる工事写真帳等

備考

上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(1) 収入の部

(単位：円)

項 目	決 算 額	摘 要
補助金		
合 計		

(2) 支出の部

(単位：円)

項 目	決 算 額	摘 要
合 計		

(様式第8号)

三まち第 号
令和 年 月 日

殿

三戸町長

令和5年度三戸町空き店舗活用事業費補助金確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった令和5年度三戸町空き店舗活用事業費補助金については、三戸町補助金等の交付に関する規則（昭和52年三戸町規則第7号）第10条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 補助金確定額 金 円

2 補助概要等

(1) 事業の名称	三戸町空き店舗活用事業				
(2) 事業主体者	住所（所在）				
	氏名（団体名）				
(3) 交付決定額	第1回	円	（交付決定日	年	月 日）
	第2回	円	（交付決定日	年	月 日）
(4) 概算交付額	第1回	円	（交付日	年	月 日）
	第2回	円	（交付日	年	月 日）
	第3回	円	（交付日	年	月 日）
	第4回	円	（交付日	年	月 日）
	合計	円			
(5) 実績報告額		円	（実績報告日	年	月 日）
(6) 補助金確定額		円			
(7) その他					

(様式第9号)

令和 年 月 日

三戸町長 殿

(住所)
申請者
(氏名)

令和5年度三戸町空き店舗活用事業費補助金請求書

一金 _____ 円也

令和 年 月 日付け三まち第 号により交付決定通知を受けた令和5年度三戸町空き店舗活用事業費補助金として、上記のとおり請求いたします。

金融機関名	
支店名	
預金種目	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

(様式第10号)

令和 年 月 日

三戸町長 殿

(住所)
申請者
(氏名)

令和5年度三戸町空き店舗活用事業費補助金廃業（休止）届

令和 年 月 日付け三まち第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた
下記店舗を廃業（休止）したいので、交付要綱第17条の規定により、下記のとおり提出し
ます。

記

店 舗 名	
店 舗 所 在 地	
営 業 開 始 日	
廃業（休止）日	
補助金の交付決定額	
廃業（休止）理由	